令和8年度
カスタマーハラスメント防止対策促進補助金

三重県

顧客対応の記録に役立つ
機器の導入費用の一部を補助

補助率	補助上限額
1/2	20万円（下限5万円）

対象事業者

県内に主たる事業所等を有する小規模事業者

申請時に次の条件を満たすことが必要となります。

①カスハラ防止に関する基本方針を策定・周知済みであること
②三重県のカスハラ防止セミナーを受講（視聴）済みであること

対象経費

録音・録画機器の新規導入に係る費用
（機器購入、設置工事等）

対象経費の範囲については、下記へお問い合わせください。



監視カメラ



ボディカメラ



通話記録装置

申請手続など詳細は
県HPをご覧ください。

三重県カスハラ　検索

申請期間

令和8年11月4日（水）～12月25日（金）17時必着

※募集予定枠に達した場合は、その時点で受付を終了します

申請・お問い合わせ先

三重県雇用経済部雇用対策課　働き方改革・人材育成班

TEL：059-224-2454（受付：平日8時30分～17時15分）
E-mail：koyou@pref.mie.lg.jp

申請手続の流れ　■申請者　□県

～12/25	～1月下旬	～3/10	～3月下旬	3月下旬～

交付申請 → 書面審査 → 交付決定 → 事業実施 → 実績報告 → 額の確定 → 請求 → 支払

スケジュールについては目安です。
※受付期間中であっても、予算額に達した場合は受付を終了しますので、
お早めに申請ください。

■申請方法
オンラインによる申請又は郵送
※申請に必要な各種様式は県HPにてダウンロードできます。
①オンライン申請
申請フォームにアクセスし、必要事項と必要書類を送信
②郵送
必要書類を以下の宛先に送付してください。
〒514-8570（住所記載不要）
三重県雇用経済部雇用対策課　宛

■備考
補助の要件である「カスハラ防止セミナーの受講（視聴）」に
ついては、令和7年に開催したセミナーも対象となります。
※県HPで公開するセミナーの記録動画の視聴でも要件を満たす
ものとします。
【動画視聴ページ】
https://www.pref.mie.lg.jp/MOVIE/v1007800028.htm

三重県カスハラ　検索